

農地利用図作成スケジュール（案）

～ 4 月

《モデル地域の選定》

- モデル地域候補の選定【県】
- モデル地域の打診と決定【県・市】

《関係者事前打ち合わせ》

- 県・市町・農委・JA 出資法人等の顔合わせと事業打ち合わせ
 - ・事業実施範囲の確定
 - ・白地図の準備
- 【県・市町】

- ※農委及びJAは以下の点で県・市町と積極的に連携・協力する
- 農地等の情報の把握・提供
 - 事業について地域への周知

【注】二重下線は、それぞれの取組みにおいて中心となって推進する主体である。
ただし、取組みの推進にあたっては、二重下線のない主体や記載のない主体も積極的に関わっていく。

4 月～ 5 月中旬

《地域の役員等への説明と地域への周知》

- 自治会・農会等の役員への説明
【市・農委・地域の役員】
- 役員間での事業実施合意【地域の役員】
- 地域住民への周知
【市・農委・JA】

《地域農地管理者候補の選定》

- 地域の担い手から地域農地管理者候補を選定
【県・市】
- 地域農地管理者を打診
【県・市】

《情報収集》

- 地域の農地情報（農地の権利関係・作付・所有者の将来的な意向等）の収集
- ※会議を開くことが望ましい
【農委・JA・地域の役員】

5月中旬～6月下旬

《集落事前アンケート》

- 全戸を対象としたアンケートを実施
 - ・農地情報（所有者・耕作者・作付け状況・将来の意向等）を把握
- 【市・農委・JA・地域の役員】

《検討会の下準備》

- 当日の議事内容・役割分担等を打ち合わせ
 - 集落事前アンケートのとりまとめ
- 【県・市・地域の役員】

《検討会の周知》

- 地域への周知【市・農委・JA】
- 市町広報等への掲載【市】

《検討会》

- 集落単位で全戸住民が一堂に会する検討会を開催
 - 現在の農地の権利者や耕作状況を各農地所有者に聞き取り白地図に書き込む⇒現況利用図面の完成
 - 将来的な農地の取扱いについて個人（農地所有の有無は不問）及び地域の意向確認
- 【県・市・地域の役員】
- 地域農地管理者の正式決定
- 【県】

6月下旬～8月上旬

《現場確認》

- 目視による現地調査（畦畔法面の状況、用排水路の状況等）※～7月中旬
 - ・集落事前アンケートや検討会では分からない情報を把握
- 【県・市・農委】

《地域の意見とりまとめ》

- 検討会で意見のあった将来的な意向についてとりまとめ、地域の意向を白地図へ書き込み
- 【県・市・地域農地管理者】

《関係者での話し合い》

- 担い手、JA、自治会等の関係者が集まり、地域の意向を書き込んだ地図を参考に各担い手が耕作する農地を白地図に着色
- ⇒農地利用図の完成
- ※農地利用図は1年ごとに見直すことが望ましい
- 【県・市・地域農地管理者・担い手】

《地域への公表》

- 農地利用図について地域住民に説明
- 【県・市・地域農地管理者】

農地利用図完成までのポイント

I 事前準備

～地域住民への周知～

★どのように周知徹底を図るか。

- ・本事業について「知らなかった」という人が出ないようにすることが必要。
- ・特に「本事業の推進には住民の協力が必要」ということを周知。

以下の方法で周知徹底を図る。

可能であれば、事業内容やメリット・住民の役割等についての説明会を実施することが望ましい。

- チラシ配布や集落回覧
- 自治会や農会等地域の集会でアナウンス



事前打ち合わせ

II 地域での話し合い

～意見聴取～

★どのように集落全戸の意見を聴取するか。

- ・地域の将来を決めるため全戸の意見集約が必要。
- ・集落検討会に出席出来ない人をどのようにフォローするか。

集落検討会において全戸の意見を聴取することとする。ただし、検討会に出席できない方が出ることも想定されるため、以下の順で意見聴取を試みる。

- ①集落事前アンケート（全戸対象）
- ②集落検討会
- ③アンケート未回答・検討会欠席者は訪問



集落検討会

III 関係者での話し合い

～地域住民への検討状況周知～

★話し合いの状況をどのように住民へ知らせるか。

- ・逐次状況を報告し「勝手に決められた」という人が出ないようにすることが必要。
- ・住民の意向に沿う形で農地利用図を作成することが必要。

以下の作業を繰り返し行い、全ての集落の住民が納得できるものを作成することを心がける。

- ①農地利用図（案）作成
 - ②地域への内容説明
 - ③農地利用図（案）修正
- ※①～③を繰り返し行う



農地利用図の作成